

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案について

令和 4 年 6 月
特 許 庁

1. 省令案の趣旨

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 33 号）の施行等に伴い、特許法施行規則（昭和 35 年通商産業省令第 10 号）等関係省令について所要の改正を行う。

2. 省令案の概要

○特許法施行規則等の改正

①様式改正

現在、法人の中では、弁理士法人及び弁護士法人のみが特許庁に対する手続を代理することができる。令和 2 年通常国会において、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（以下「外弁法」という。）が改正され、弁護士及び外国法事務弁護士（以下「外弁」という。）を社員とする弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「B 法人」という。）制度が令和 4 年 11 月 1 日から導入されることとなった。この B 法人は、弁護士法人と同様に法律事務（特許庁に対する手続代理を含む。）を行うことができるとされている。

他方、外弁は特許庁に対する手続に関し、以下の業務を行うことが禁止されている。

- (ア) 外弁が、特許庁に対する手続の代理及びその手続について特許庁に提出する文書の作成（以下、特許庁代理という。）並びに日本法に関する法律事務を行うこと
- (イ) B 法人の社員である外弁が、特許庁代理の取扱いについて、使用人である弁護士又は外弁に対し、業務上の命令をすること
- (ウ) B 法人の社員である外弁が、社員又は使用人である弁護士が自ら行う特許庁代理の取扱いについて、不当な関与をすること

この点、弁理士法人又は弁護士法人が特許庁代理を行う場合、当該法人の全社員が、特許庁代理に係る業務を執行する権限を有している。他方、B 法人が特許庁代理を行う場合、法人内の国内弁護士の社員は特許庁代理に係る業務を執行する権限を有するが、外弁の社員は当該権限を有していない。そうすると、B 法人が特許庁代理人を行う場合、現行の手続書類からでは、実際に業務を執行した者が権限のある国内弁護士の社員なのか否かを確認することができない。このように、現行の手続書類では、本来権限のない外弁が、B 法人という形式を利用して、特許庁代理に係る業務を執行することを捕捉できないおそれがある。

これらを踏まえ、各様式の備考において、B 法人内の担当弁護士を外部から確認可能とするため、B 法人が代理人として手続をする場合には当該手続に係る業務を執行する社員を記載することを必須とする旨を規定する改正を行う。

②委任状の写しの提出の許容

現在、特許庁に対し所定の手続をする者の代理人の代理権は、書面をもって証明をしなければならず、当該書面については原本の提出が必要である。

これについて、経済産業省令の一部を改正する省令（令和2年経済産業省令第92号）改正後、押印が不要になった委任状については、原本だけでなく写しの提出を許容すべきであるとの意見や、日本特許庁以外の主要国では電子的な方法を含め委任状の写しの提出が許容されている状況を踏まえて、原本要件を見直してほしいとのユーザーからの要望が寄せられていた。

これらを踏まえ、行政手続の利便性向上の観点で、代理権を証明する書面のうち委任状については、その写しの提出を許容するため、所要の改正を行う。

③審判手続の証拠の写し等の提出簡略化

現在、手続する者（請求人、被請求人等）が審判に関し特許庁に提出する書面には、必要な証拠方法を記載し、証拠物件があるときは、添付しなければならないと規定しており、この証拠物件が文書であるときはその写しを提出しなければならない、あわせて文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書も提出しなければならない。また、証拠物件が文書以外のもの（検証物）であるときはその図面又はひな形若しくは見本を特許庁及び相手方の数に応じて提出しなければならない、ひな形又は見本を提出するときはこれにその図面を、その図面を作成することができないときは説明書を添付しなければならない。

これら「写し」、「図面」、「証拠説明書」、「図面」「説明書」（以下、これらをまとめて「証拠の写し等」という。）は、現状特許庁に対し書面でしか提出できないものであるが、証拠の写し等は膨大なページ数となるものが多く、手続する者に多大な負担となっている。

これらを踏まえ、証拠の写し等について、書面にかえて光ディスクによる提出を可能とするための所要の改正を行う。

3. スケジュール（予定）

令和4年9月末 公布

令和4年11月1日（火） 施行

※ただし、改正事項②については公布の日から施行。